



事業継続力強化計画について

Question

昨年7月に中小企業強靱化法が施行され、「事業継続力強化計画」という国の認定制度が開始されたと聞きましたが、その概要を教えてください。

Answer

中小企業強靱化法について

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。こうした自然災害は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

このため、中小企業庁は、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下、中小企業強靱化法という）」を提出し、令和元年5月29日に成立、7月16日に施行されました。

事業継続力強化計画について

中小企業強靱化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、国が認定する制度を創設しました。

当制度は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定するものです。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。計画に記載する項目の事例は以下の通りです。

- ・ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法
- ・安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順
- ・人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策
- ・訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取組等

連携事業継続力強化計画について

「事業継続力強化計画」の申請は、単独の企業

で作成する「事業継続力強化計画」と、複数の企業が連携して作成・申請する「連携事業継続力強化計画」があります。

事業継続力の強化を図る上で、個別企業では対応が難しい、又は非効率なことであっても、複数の企業が連携することで大きな成果に繋がる事が期待されます。連携型の特徴は、以下のとおりです。

- ①災害時には自社のリソース（経営資源）だけでは早期復旧が困難な場合があるが、例えば、事業所内に流入した土砂の撤去作業を連携事業者の協力を得て行うことで早期復旧が可能となる。
- ②集団で取り組むことにより、発信力・交渉力が強化される。
- ③被災しなかった企業と協力関係を構築することで、代替生産や復旧に向けた人員応援が可能となる。

なお連携モデルには、①組合等を通じた水平的な連携、②サプライチェーンにおける垂直的な連携、③地域における面的な連携があります。

以上、制度の詳細、様式及び申請方法等は下記中小企業庁HPをご覧ください。九州経済産業局産業部経営支援課（TEL：092-482-5592）までお問い合わせ下さい。

（中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>
 （中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営安定支援・BCP → 事業継続力強化計画）

※当記事は上記中小企業庁HPを編集・加工して作成しています。